平成２５年（フ）第５７号
島根県出雲市大社町中荒木2821番地２
債務者　佐々木広美
１　決定年月日時　平成25年11月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第８９９号
さいたま市桜区大字白鍬102番地　ホワイトバレー208
債務者　大竹麻佐巳
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５８号
埼玉県朝霞市東弁財２丁目１番34号　朝霞ホーユー荘102号室
債務者　日野　清美
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７６号
埼玉県朝霞市三原５丁目９番51号　阿寒湖荘２号室
債務者　山形健太郎
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０３号
埼玉県戸田市笹目１丁目22番地の32　サンモール203号室
債務者　牛谷　里美
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６７号
埼玉県北本市東間４丁目139番地１　レオパレスルーミナスＡｙａ201
債務者　平　　和男
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６７号
埼玉県川口市大字西新井宿字北田1065番１、住民票上の住所埼玉県川口市芝西２丁目29番９号
債務者　村松　美恵
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
岐阜県大垣市新長沢町４丁目41番地　103号
債務者　田中　正行
１　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
宮城県東松島市赤井字関の内四号232番地、旧住所宮城県桃生郡矢本町赤井字関の内四号232番地
債務者　千葉ゆり子
１　決定年月日時　平成25年11月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第５１３号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番９―406号　新鶴団地
債務者　早乙女勝弘
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６０号
京都府亀岡市篠町野条下川20番地市営住宅Ａ―１―５
債務者　梅本　佳正
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１２００号
埼玉県上尾市大字上370番地　しらこばと団地26―303
債務者　工藤　克彦
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３４号
さいたま市大宮区三橋１丁目699番地　ヴィラ三橋109号
債務者　伊牟田憲治
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３５号
埼玉県新座市栄３丁目６番29号
債務者　柴田　義則
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
埼玉県入間郡越生町大字如意725番地１
債務者　堤　　憲章
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５４９号
埼玉県飯能市大字新光49番地の８
債務者　岡野千恵子
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５６０号
埼玉県所沢市大字下安松50番地の314
債務者　田中　広子
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部